

大衡村排水処理施設
指定管理者業務の内容及び基準

令和3年10月

大衡村産業振興課

排水処理施設指定管理者業務の内容及び基準

排水処理施設管理業務の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、関係法令等によるほか、この基準による。

排水処理施設管理範囲の概要

1 排水処理施設名称

I 上北沢排水処理施設及び碓田排水処理施設

2 法令等の遵守

業務の実施にあたっては、法令及び村の例規を遵守するものとする。

(1) 地方自治法

(2) 水質汚濁防止法、水質汚濁防止法施行令、水質汚濁防止法施行規則、

廃棄物処理法、廃棄物処理法施行令、廃棄物処理法施行規則

(3) 大衡村排水処理施設の設置及び管理に関する条例、大衡村排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(4) 水道法、消防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、施設維持設備保守点検に関する法規

(5) その他の関連法規

3 維持管理業務

I 上北沢排水処理施設及び碓田排水処理施設

処理施設稼働日及び稼働時間

稼働日 1年間(365日)

稼働時間 1年間(365日)

休業日 なし

① 上北沢排水処理施設及び碓田排水処理施設管理業務

本業務は、鉱害水の湧水を浄化する施設を良好に維持するために行なうものである。

維持の場所は、上北沢排水処理施設、碓田排水処理施設及び送水管路の維持管理を行なうものとする。

1. 稼働日

1年の稼働日は、365日とする。

2. 勤務時間

1日の勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時30分までとする。

3. 勤務者数

作業員の1日当りの勤務者数については、原則として週3日以上は2人勤務、その他の日は1人勤務とし、危険作業は、必ず2人勤務の時に実施するものとする。

また、場長については、週3日の勤務とするものとする。

4. 管理業務計画

指定管理者は、あらかじめ年間管理業務予定表を提出し、村の承諾を得るものとする。

さらに、当該月の予定表及び勤務者名を前月末まで、当該月の実績を翌月の5日までに村へ提出するものとする。(別紙)

5. 管理業務の変更

管理業務の内容に変更が生じた場合、速やかに村と協議の上対応するものとする。

6. 管理日報の提出

作業日の管理及び作業内容について、管理日誌(別紙様式 1,2)を提出し村の確認を受けるものとする。

7. 管理月、年報の提出

月の管理状況について管理月、年報及び使用料金調書(別紙様式3, 4)を提出し村の確認を受けるものとする。

8. 業務内容及び管理

①上北沢、榎田排水処理施設の維持管理(作業詳細参照)

9. 再委託業務の報告

再委託については、委託業者等が決定次第村の確認を受けるものとする。
また、点検等の報告書等についても同様とする。

1. 上北沢・榎田排水処理施設月日別作業詳細

日	点検及び作業名	作業内容等
1	記録用紙交換・各ポンプ切替	記録用紙の交換及び時刻・誤差等の調整及びプロッタペンの作動確認・各ポンプ(送水・給水・循環)運転状況・圧力計・アンペア類・グランドパッキン・カップリングの点検調整。
2	レーキ昇降テスト	手動操作・アンペア計・油・グリス・ベルト等点検。
3	消石灰溶解槽、塩ビ管及び石灰室清掃	消石灰溶解槽内の石灰付着の水洗い・攪拌機・シャフト・エンペラー等の掃除。塩ビ管の交換及び乾燥清掃。石灰室の清掃。
4	榎田送水管清掃・PH検水	榎田ポンプ場よりピグ2個を入れてポンプ2台で送水レスケールを掃除する。連絡は専用回線使用する。検水はポータブルPH計で14箇所(上北沢8箇所・榎田2箇所・松沢原水3箇所・駒場川1箇所)測定する。
5	PH計校正・第3湧水ポンプストレーナ清掃及び水槽内掃除	校正は希塩酸に数分間浸した4と7の校正液に浸して2～3回繰り返し校正する。予備ストレーナと交換する。槽内掃除・電極棒の点検清掃・木の葉除去。
6	ポンプ室清掃(上北沢・榎田)	榎田ポンプ場及び上北沢排水処理施設の各施設の室内・床面について水洗い及び溜まり水の排水・窓の清掃等を行なう。
7	攪拌機ベルト点検掃除	各攪拌機(中和槽・石灰槽・凝集反応槽・溶解槽)モーター・プーリー・軸揺れ・グリス等の点検整備・異音・異臭確認。ベルトの張具合・磨耗度合・破損状況。(オートフィダー・石灰槽・中和槽・ブロワー・コンプレッサー・凝集反応槽・融解槽・送泥・ブロックガイド)について点検。
8	榎田送水管掃除・脱水機室掃除点検	榎田ポンプ場よりピグ2個を入れてポンプ2台で送水レスケールを掃除する。連絡は専用回線使用する。室内の整理整頓・床面の溜まり水排除・窓等の清掃。
9	レーキ昇降テスト・放流堰清掃	(レーキ)手動操作・アンペア計・油・グリス・ベルト等点検。(放流堰)放流堰内及び整流板(4枚)・フロート・槽内・配管・PH計・受けパイプ等を刷毛等で洗浄する。
10	原水溝清掃	U型流路工をブラシ等で洗浄する。ライニングの破損等の点検・原水周辺の清掃・木の葉等の除去作業。
11	各電極棒・フロート点検清掃	第3湧水・第6中和槽・処理水槽・逆洗水槽・青澄水槽・排水ピット・スラッジ受槽・給泥槽の電極棒・フロートのネジゆるみ・電気系統点検及び清掃。
12	榎田送水管清掃・発電機試運転	榎田ポンプ場よりピグ2個を入れてポンプ2台で送水レスケールを掃除する。連絡は専用回線使用する。発電機試運転(約1時間)・オイル関係・ベルト関係・エアクリナー掃除・バッテリー・メーター関係・燃料・冷却水漏れ・燃料ほか配管類点検。
13	消石灰溶解槽、塩ビ管及び石灰室清掃	消石灰溶解槽内の石灰付着の水洗い・攪拌機・シャフト・エンペラー等の掃除。塩ビ管の交換及び乾燥清掃。石灰室の清掃。
14	榎田ポンプ場のポンプ冷却圧力計・パイプ清掃・PH検水	榎田ポンプ場圧力計パイプ・冷却パイプ等取り外し清掃及び再装着。検水はポータブルPH計で14箇所(上北沢8箇所・榎田2箇所・松沢原水3箇所・駒場川1箇所)測定する。
15	PH計校正・第3湧水ポンプストレーナ清掃及び水槽内清掃	校正は希塩酸に数分間浸した4と7の校正液に浸して2～3回繰り返し校正する。予備ストレーナと交換する。槽内掃除・電極棒の点検清掃・木の葉除去。
16	榎田送水管清掃・レーキ昇降テスト	榎田ポンプ場よりピグ2個を入れてポンプ2台で送水レスケールを掃除する。連絡は専用回線使用する。手動操作・アンペア計・油・グリス・ベルト等点検。

11	給泥ポンプオイル交換	○				○				○				
12	レーキ昇降機オイル交換		○						○					
13	凝集剤送液ポンプオイル交換		○			○				○				
14	シクナー減速機オイル交換		○						○					
15	凝集反応槽攪拌機オイル交換	○			○			○			○			
16	コンプレッサーオイル交換		○			○			○			○		
17	オートフィダーオイル交換		○		○		○		○		○		○	
18	ホッパーゲートオイル交換			○						○				
19	ブロワーオイル交換及びグリス補充		○		○		○		○		○		○	
20	シクナーグリス補充			○		○			○				○	
21	凝集反応槽攪拌機グリス補充		○			○			○			○		
22	送泥・給泥ポンプグリス補充	○		○		○		○		○		○		
23	脱水機ホッパーゲートグリス補充	○				○				○				
24	デリバリーバルブグリス補充		○				○				○			榎田ポンプ場含む
25	軽トラック・点検・車検						車検 点検					6ヶ月 点検		車検 2年
26	ろ布洗浄及び交換	○				○			○					交換は2年ごと
27	ドリッピングパン駆動部オイル交換	○						○						
28	ブロックガイド駆動部オイル交換	○						○						
29	排水ピット・スラッジ受槽・給泥貯水槽点検清掃		○		○		○		○		○		○	
榎田排水処理施設														
30	榎田ポンプ場フート弁網清掃		○			○			○			○		フート・ゲート弁含む
31	榎田ポンプ場ポンプオイル交換			○						○				
32	榎田ポンプ場原水槽電極清掃			○						○				
33	榎田ポンプ場スモンレスキーチエッキ弁清掃					○						○		
34	榎田ポンプ場送水管交換清掃											○		ポンプ～ピグ投入口まで
35	榎田ポンプ場送水管路除草・清掃				○		○							
作業項目計		13	14	10	11	12	12	10	13	12	12	10	9	

3. 上北沢・榎田排水処理施設月別作業内容詳細

項 目	作 業 内 容
上北沢排水処理施設	
1 第3湧水送水管及びポンプ清掃	送水管は予備管と交換、第3湧水槽内の清掃、ポンプ分解清掃。 ※予備品は後日乾燥、清掃し次回使用出来る状態にしておく。

2	濃縮槽・シクナー越流溝清掃	濃縮槽、シクナー越流溝についてスケールの除去及び清掃。
3	エアレーション管交換清掃	エアレーション管について、予備管に交換後、使用した管の清掃。
4	中和槽点検・清掃	中和反応槽について第1槽より第6槽までの槽毎に内部清掃、異物の除去、ライニングの水抜き及び点検。攪拌機のシャフト・エンペラーの点検清掃、フロート・ストレーナ、電極棒の点検清掃。
5	処理水槽点検・清掃	処理水槽内部清掃、異物の除去、フロート・ストレーナ・給水管、エア管等の点検清掃。
6	逆洗水槽内点検・清掃	逆洗水槽内の清掃、異物の除去、ポンプの点検清掃、電極棒の点検清掃。
7	清澄水槽内点検・清掃	清澄水槽内の清掃、異物等の除去、ポンプの点検清掃、電極棒の点検清掃、電動式ボールバルブの作動状況確認。
8	施設内外清掃	施設内外の清掃、除草及び除草剤散布、ガラス窓清掃等。
9	脱水機点検清掃	ろ過機の配管・弁類・エア漏れの点検、バルブの作動点検及び逆止弁分解清掃。
10	急速ろ過機点検・清掃	各機器・機種の取り扱い説明書に基づいて対処。
11	給泥ポンプオイル交換	同 上
12	レーキ昇降機オイル交換	同 上
13	凝集剤送液ポンプオイル交換	同 上
14	シクナー減速機オイル交換	同 上
15	凝集反応槽攪拌機オイル交換	同 上
16	コンプレッサーオイル交換	同 上
17	オートフィダーオイル交換	同 上
18	ホッパーゲートオイル交換	同 上
19	ブロワーオイル交換及びグリス補充	同 上
20	シクナーグリス補充	同 上
21	凝集反応槽攪拌機グリス補充	同 上
22	送泥・給泥ポンプグリス補充	同 上
23	脱水機ホッパーゲートグリス補充	同 上
24	デリバリーバルブグリス補充	同 上
25	軽トラック・点検・車検	6ヶ月点検・車検及び日常点検。
26	ろ布洗淨	脱水作業時にスラッジカスがろ布に付着するため、年2回程度予備品と交換する。取り外したろ布は水等に数日浸して高圧洗浄機で洗い落とし乾燥させ、予備品として保管する。作業人員はろ布交換時4名、ろ板洗淨3名、ろ布洗淨2人×4日=8名とする。
27	ドリッピングパン駆動部オイル交換	各機器・機種の取り扱い説明書に基づいて対処。
28	ブロックガイド駆動部オイル交換	同 上
29	排水ピット・スラッジ受槽・給泥貯水槽点検清掃	各層内の清掃、異物等の除去、電極棒の清掃。
榎田排水処理施設		
30	榎田ポンプ場フート弁網清掃	フート弁、貯水槽内網の点検清掃。
31	榎田ポンプ場ポンプオイル交換	各機器・機種の取り扱い説明書に基づいて対処。

32	榎田ポンプ場原水槽電極清掃	固定パイプ・電気配線を取り外し電極棒の清掃。
33	榎田ポンプ場スモンレスキーチェック弁清掃	ポンプ上部チャッキ弁にスケール付着のため、年2回分解清掃。
34	榎田ポンプ場送水管交換清掃	ポンプからピグ投入口までの配管にスケール付着のため予備管と交換。
35	榎田ポンプ場送水管路除草、清掃	送水管路路肩周辺除草及びU字側溝清掃。

②上北沢, 榎田排水処理施設の再委託(再委託業務詳細参照)

1. 上北沢・榎田排水処理施設再委託業務詳細

	業 務 名	委託 周期	委託期間 (時期)	委 託 内 容	備 考
1	大衡村排水処理施設計装盤 保守点検業務	毎年	4月から 翌年3月	【上北沢】 (PH計測器・PH記録装置・流量計)7・1月/年2回 【上北沢・榎田】 榎田及び上北沢排水処理施設現場計装盤/年1回	別記1
2	大衡村排水処理施設水質 検査業務	毎年	4月から 翌年3月	【上北沢】 原水・放流水(PH・溶解性鉄・ヒ素)4・5・6・7・8・9・11・1・3月/9回 (硫酸イオン)7・1月/2回 【榎田】 (PH・溶解性鉄・ヒ素)4・6・8・10・12・2月/年6回 【上北沢汚泥】PH・総水銀・カドミウム・鉛・六価クロム・ヒ素・セレン・ 含水率)4・7・10・1月/6回 (ヒ素)5・6・8・9・11・12・2・3月/8回	別記2
3	上北沢排水処理施設脱水 汚泥処理業務	毎年	4月から 翌年3月	汚泥運搬及び処理1m3当り(随時)	1m3当り単価 別記3
4	上北沢排水処理施設急速ろ過 機ろ材交換業務	毎年	11月頃	急速ろ過機2機の内1機のろ材交換。2機のうち1基づつ交換。	別記6-1
5	上北沢排水処理施設脱水機 ろ布交換業務	隔年	9月頃	汚泥脱水機ろ布交換	別記7
6	上北沢排水処理施設自家用電 気工作物保安管理業務	毎年	4月から 翌年3月	電気設備保安点検	
7	上北沢排水処理施設機械警備 業務	毎年	4月から 翌年3月	上北沢排水処理場警備業務	
8	上北沢排水処理施設合併浄化 槽保守管理業務	毎年	4月から 翌年3月	合併浄化槽保守点検	

※1 上記再委託業務の仕様書は別記とする。

9. 安全管理

受託者は、常に作業の安全に留意し、危険防止に努めなければならない。

10. 報 告

作業員の事故、設備の故障・破損、その他の異変があった場合は、直ちに委託者に連絡するものとする。

11. 修 繕

機械等の修繕についての費用は、小修繕(概ね消費税を除く10万円以下)については指定管理者の負担とし、その他の修繕については、原則的に委託者で負担するものとする。

12. 使用機材

作業に使用する機材については、原則として指定管理者が負担するものとする。
ただし、施設内の備品等で使用可能なものについては、村の承諾を得て使用できるものとする。

13. その他

本業務の内容及び基準に定めのない事項については、村と協議の上、対応するものとする。